

青森県告示第三百十八号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、青森県家畜伝染病まん延防止規則（昭和五十年四月青森県規則第十九号）第六条第一項の規定により令和五年三月二十四日青森県告示第二百七号で規制した次に掲げる区域等について、令和五年四月二十一日その規制を解除したので、同条第四項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和五年四月二十一日

青森県知事 三村 申 吾

一 規制されていた区域

東津軽郡蓬田村阿弥陀川字江利前沢、字汐干、郷沢字浜田、瀬辺地字瀬辺地山、字田浦、字山田、蓬田字汐越、字宮本

二 規制されていた期間

令和五年三月二十四日から令和五年四月二十日まで

三 規制の内容

- 1 家畜（鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥に限る。以下同じ。）の品評会等の家畜を集合させる催物を開催することの禁止
- 2 食鳥処理場又はGPセンターの事業を行うこととの禁止
- 3 ふ卵をすることの禁止